

(4) 生活費などの制度

1. 生活福祉資金貸付制度

- 金融機関や公的貸付制度からの借入が困難な世帯に対する貸付制度で、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的にしています。
- 生活福祉資金は、具体的な利用目的がある場合に該当の資金種類の貸付を行います。それぞれの資金には、貸付の条件、基準が定められています。

【手続き】 住所地を管轄する社会福祉協議会

2. 生活保護

- 病気や障害などにより収入が乏しいといった理由で生活が苦しい場合に経済的援助を行う制度です。あらゆる手段を用いても最低限度の生活を維持できないときに初めて適用されます。

【手続き】 各市町村の福祉窓口や福祉事務所

3. 身体障害者手帳

- 身体障害者手帳は、身体に障害が残った方の日常生活の不自由を補うために、さまざまな助成・支援を受けられるようにするものです。人工肛門や人工膀胱を造設した方や、咽頭部を摘出した方などが対象になります。
- 手帳が交付されると、障害の程度に応じて障害福祉サービス等を受けることができ、公共料金、交通機関の旅客運賃、公共施設の利用料金の割引、各種税の減免などのサービスを受けることができます。

【手続き】 各市町村の福祉窓口や福祉事務所